

「新堀小学校いじめ防止対策基本方針」

「いじめ」問題の増加や深刻化が社会問題となっている中で、教育再生実行会議では「いじめ問題への対応について（一次提言）」から「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）が制定されたことから、組織的対応を行うための「いじめ防止対策基本方針」を示す。

1. いじめの定義「いじめ対策推進法第2条」

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2. いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイント

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応〈学校一丸となって取り組む〉
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す〈被害の子供を守る〉
- (3) いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくり〈周囲の子供に働きかける〉
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携〈地域が総がかりで取り組む〉

3. 学校が講ずべき基本的施策を受けて

(1) 道徳教育等の充実

- ・週1回の道徳授業については、指導方法等を吟味し授業を行う。
（学期1回はいじめにかかわる授業をおこなう。）
- ・道徳地区公開授業、公開講座を通して、「いじめ」に対する学校の取り組みを保護者・地域に対して理解してもらう良い機会とする。

(2) 早期発見のための措置

- ・毎朝の健康観察による呼名、返事、顔色・衣服の状況を通して日々の変化を察知する。長期的な不定愁訴がある場合は、養護教諭と連携し、不定愁訴の要因を把握する。
- ・欠席状況、欠席理由の把握（無届の場合は、1限目終了までに保護者に電話を行い欠席の状況を把握する。2日以上欠席も、毎日、電話で同様に確認をおこなう）
- ・長期欠席児童の把握、副校長へ報告。
- ・4、5、6年生とスクールカウンセラーの自己紹介タイムを4月に各クラス1時間設定する。その後、学級での給食と面談、個別面談等を設定する。5年生を優先とし、1学期中に給食と面談、個別面談を終了させる。2学期以降、6年、4年も同様に設定する。

- ・いじめ防止プログラムと「いじめの発見・対応・いじめ防止のためのアンケート調査」を6月、11月、2月の年3回実施する。⇒共有フォルダに保存

(3) 相談体制の整備

- ・「いじめ」に関する未然防止対策は、主として「生活指導部」を中心に企画・運営する。
- ・児童への「いじめ」状況が把握された場合には、校内委員会を下記の構成メンバーで組織し、解決にあたる。

学校いじめ対策委員会

- ・校長 ・副校長 ・生活指導主幹（主任） ・教育相談主任 ・該当学年担任と学年主任
- ・必要に応じて養護教諭 ・スクールカウンセラー

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・月1回の安全指導日の中で、発達段階に応じて計画的に指導を行う。情報モラル向上の授業を実施する。
- ・道徳授業の中でも、教材として意識的に取扱い指導の機会とする。
- ・セーフティー教室や道徳地区公開講座を活用し、警察、NTT ドコモなどから講師を招き、保護者と児童が学ぶ機会を設定する。

☆講師を招き、講座を開催する。

(5) 職員の研修と情報の共有

- ・毎週木曜日の生活指導連絡会（16時30分～16時45分）の中で、児童の学校内外での状況の情報を共有する。
- ・年3回の生活指導全体会の中で、研修を行う。
 - 1学期 生活指導全体会で情報を共有し具体的対応策等について事例検討（運動会前までにアレルギーやてんかん等の保健的配慮を含む）
 - 2学期 QUの分析 学年で結果を分析、具体策を検討
 - 3学期 生活指導全体会
（今年度の成長と次年度への課題等を話あい、次年度へ繋げる）

(6) 地域との連携について

- ・主な取り組みは、「いじめの実態についての情報共有」「地域への啓発」「地域での見守り」「問題発生時における学校への協力」。
- ・構成メンバーは、「民生児童委員」「保護司」「町会長」「PTA会長」「お父さんの会会長、OB」元PTA会長」「すくすくクラブマネージャー」で構成する。学校評議委員を兼務されているので、学校評議委員会後に、必要に応じて連絡会を開催する。

4. 4つの段階に応じた具体的な取り組みと役割分担

	主な取り組み	中心的な役割を果たす者
未然防止	・いじめに関する校内研修・行事の計画、実施	生活主任
	・「いじめに関する授業」の実施	道徳主任・学年主任・生活指導主任
	・日々の健康観察の実施と把握、欠席状況含む	養護教諭
	・学校評価による検証と基本方針の見直し	生活指導主任
	・いじめ防止プログラムの実施	生活指導主任
	・生活指導連絡会・生活指導全体会の運営 ・生活指導部会での情報交換	生活指導全体会 特別支援コーディネーター
早期発見	・スクールカウンセラーによる高学年児童との面接設定（毎週金曜日）	特別支援コーディネーター スクールカウンセラー
	・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用	生活指導主任
	・学校だより、学年だより、学級だより 保護者会の積極的な活用	副校長 学年主任
早期対応	被害の子供・保護者に対する心のケア	学年主任・養護教諭 スクールカウンセラー
	加害の子供と保護者に対する組織的・継続的な観察と指導	校長・生活指導主任・学年教諭
	地域の人材を活用した登下校の児童の見守り	PTA 校外委員、学校応援団
重大事態への対応	被害の子供への複数の教員によるマンツーマンの保護	学年主任 専科
	区教育委員会への報告。 警察への相談。通報	校長→副校長
	いじめ対策緊急保護者会の開催 地域との連携・情報の共有	校長→副校長→生活指導主任 校長→学校サポートチーム

《学校いじめ対策委員会》

